

## 第四章 事業及び施設

(障害福祉サービス事業等に関する届出)

**第六十六条** 法第七十九条第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 事業の種類(障害福祉サービス事業を行おうとする者にあつては、障害福祉サービスの種類を含む。)及び内容
  - 二 経営者の氏名及び住所(法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地)
  - 三 条例、定款その他の基本約款
  - 四 職員の定数及び職務の内容
  - 五 主な職員の氏名及び経歴
  - 六 事業を行おうとする区域(市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称を含む。)
  - 七 障害福祉サービス事業(療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援(施設を必要とする障害福祉サービスに係るものに限る。)、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る。)、地域活動支援センターを運営する事業又は福祉ホームを運営する事業を行おうとする者にあつては、当該事業の用に供する施設の名称、種類(短期入所を行おうとする場合に限る。)、所在地及び利用定員
  - 八 事業開始の予定年月日
- 2 法第七十九条第二項の規定による届出は、収支予算書及び事業計画書を提出することにより行うものとする。ただし、都道府県知事が、インターネットを利用してこれらの内容を閲覧することができる場合は、この限りでない。

**第六十七条** 法第七十九条第三項に規定する厚生労働省令で定める事項は、前条第一項各号に掲げる事項とする。

**第六十八条** 法第七十九条第四項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 廃止し、又は休止しようとする年月日
- 二 廃止又は休止の理由
- 三 現に便宜を受け、又は入所している者に対する措置
- 四 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間